

# 山梨県公報

第四百二十七号

令和五年

十一月十六日

木曜日

## 目次

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………六八一  
○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出……………六八二  
○換地計画の決定……………六八二

## 公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
令和五年十一月十六日

### 一 届出者

山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
三菱HCキャピタルエステート ラス株式会社 代表取締役 西喜多浩	東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

### 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(一) 名称 ツルハドラッグ北杜須玉店  
(二) 所在地 山梨県北杜市須玉町大豆生田字大免七百三十番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡政浩	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番 二十一号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和六年七月一日  
4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千八百八十八平方メートル  
5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(一) 駐車場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり  
(2) 収容台数 四十四台  
(二) 駐車場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり  
(2) 収容台数 十台  
(三) 荷さばき施設の位置及び面積

- (1) 位置 届出の図面のとおり  
(2) 面積 三十平方メートル  
(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルハ	午前九時	午後九時四十五分

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時ま  
で

- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (1) 数 二箇所  
(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

三 届出年月日 令和五年十月三十一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和六年三月十八日まで

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和五年十一月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
合同会社フォレストプロパティ 代表社員 株式会社フォレストホールディングス	東京都新宿区西新宿二丁目六番一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 フォレストモール甲斐竜王

(二) 所在地 山梨県甲斐市富竹新田字大明神河原千七百十四番一外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
廃棄物等の保管施設 の位置	位置 届出の図面のとおり	位置 届出の図面のとおり
荷さばき施設の位 置	位置 届出の図面のとおり	位置 届出の図面のとおり

置

3 変更する年月日 令和六年六月二十七日

三 届出年月日 令和五年十月二十六日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和六年三月十八日まで

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業（みさか桃源の郷地区四一工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年十一月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 縦覧書類 換地計画書の写し

二 縦覧期間 令和五年十一月十七日から令和五年十二月十五日まで

三 縦覧場所 笛吹市役所

四 審査請求期間 この公告の日から令和六年一月四日まで

五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年五月十五日まで